

定額減税に関するQ&Aコーナー



**Q1.** 給与所得以外の所得に係る定額減税はどのように実施するのですか。(事業所得や不動産所得などに係るもの)

**A1.**  
①令和6年分の予定納税額からの控除  
令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る定額減税額に相当する金額(30,000円)を控除します。

また、納税者からの予定納税額の減額申請の手続により、第1期分予定納税額又は第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る定額減税額に相当する金額の控除の適用を受けることができます。なお、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額から控除します。

②確定申告における年税額からの控除  
事業所得者等で確定申告を行う人については、令和6年分の確定申告の際に、定額減税を適用しないで算出した所得税額から定額減税額が控除されます。

**Q2.** 青色事業専従者は定額減税の適用を受けますか。

**A2.** 青色事業専従者として給与の支払を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで、令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等に係る源泉徴収において、月次減税額を順次控除することとされ、年末調整や確定申告においても定額減税の適用を受けます。

なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、納税者の同一生計配偶者や扶養親族とはされませんので、その納税者と生計を一にしていたとしても、定額減税の計算には含まれません。

**Q3.** 6月の給与の支給日の前に賞与の支給を予定していますが、月次減税額はその賞与の源泉徴収税額から先に控除することになりますか。

**A3.** 月次減税額は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除することとされていますので、その最初に支払う給与等が賞与であるか通常の給与であるかは問われませんが、6月の最初に支払う給与等が賞与である場合には、その賞与から先に月次減税額を控除することになります。

定額減税に関する各種関連ページ

定額減税特設サイト

パンフレット・Q&A

個人住民税における定額減税について

公的年金から源泉徴収される所得税等の定額減税について

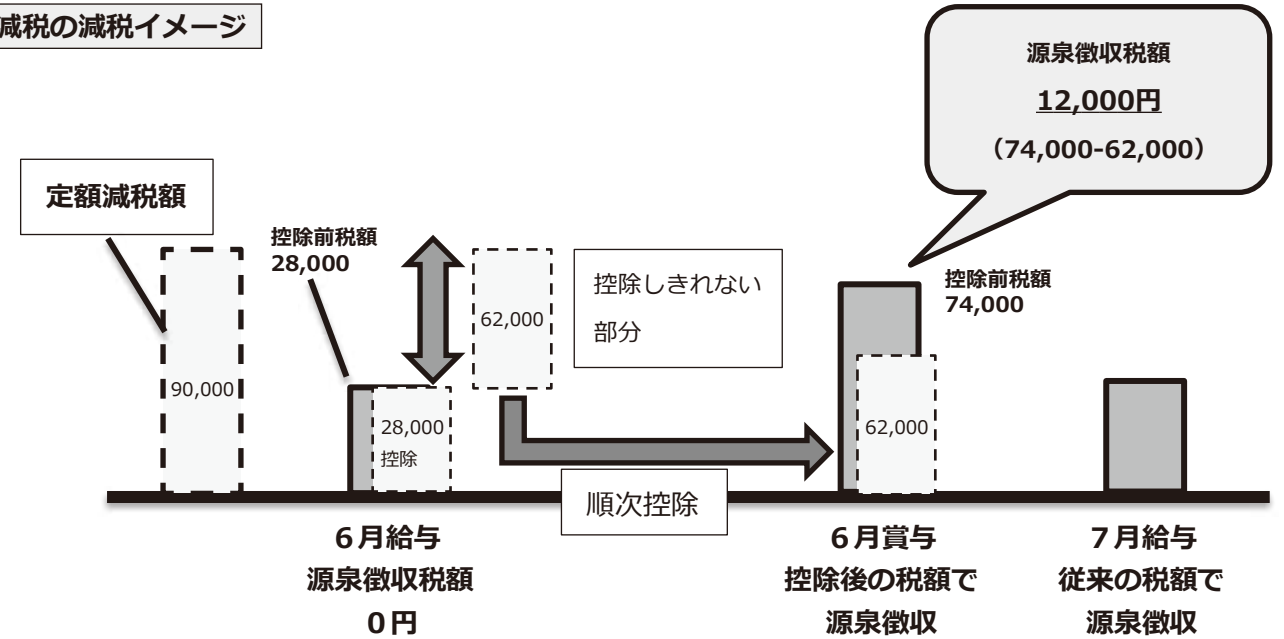


4. 月次減税額の計算

控除対象者ごとの月次減税額は「同一生計配偶者と扶養親族の数」に応じて、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額となります。

〔事例〕 「同一生計配偶者」・・・有、「扶養親族」・・・1名の場合  
「同一生計配偶者と扶養親族の数」は2名となるので、  
30,000円(本人分) + 30,000円 × 2名(同一生計配偶者と扶養親族の分) = 90,000円(月次減税額)

定額減税の減税イメージ



5. 定額減税実施後の事務

(1) 給与支払明細書への控除額の表示

月次減税額の控除を行った場合には、給与等の支払の際に従業員へ交付する給与支払明細書の適宜の箇所に、月次減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額(所得税) ×××円」又は「定額減税××円」などと表示します。

なお、年末調整を行って支払う給与等に係る給与支払明細書については、源泉徴収票で定額減税額を把握することが可能であるため、定額減税額のうち実際に控除した金額の記載は必要ありません。

〔記載例〕 給与支払明細書

給与支払明細書	
給与金額	●●●円
所得税	●●●円
定額減税額(所得税)	●●●円
差引支給額	●●●円

(2) 納付書の記載と納付等

各月の月次減税事務の終了後、納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)に所要事項を記載した上で、納付すべき源泉徴収税額がある場合には法定納期限までに納付することになります。

この場合、納付書の「俸給・給料等」、「賞与(役員賞与を除く。)」又は「役員賞与」の「税額」欄には、各人毎の「控除前税額から月次減税額の控除を行った後の金額(その給与等から源泉徴収すべき税額)」を集計し、その金額を記入します。

※ 「年末調整による超過税額」欄及び「摘要」欄への定額減税に関する事項の記載は不要です。

なお、月次減税額の控除等により、納付すべき税額がなくなった(「本税」欄が「0」)場合でも、納付すべき税額がある場合に準じて納付書の各欄の記入を行った上で、その納付書(所得税徴収高計算書)を必ず所轄税務署に提出してください。